

大田市告示第 9 0 号

大田市建築物省エネ法関係適合性判定等実施要綱（令和 3 年大田市告示第 1 3 2 号の 4）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 1 日

大田市長 楫 野 弘 和

第 1 条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第 3 条第 1 項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

様式第 1 号中「建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

様式第 2 号及び様式第 3 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。